

群馬司法書士会ADRセンター かいけつ おさ丸 Q & A

Q

司法書士があいだに入ると、話し合いに何か違いがあるのですか？

A

「いままで自分たちでも十分に話し合った。しかしどうしても解決にはいたらなかった。司法書士があいだに入っても結果は同じなのではないか？」このように思う方もいるかも知れません。
しかしもう一度よく考えてみましょう。いままで本当の意味での話し合いはできていましたか？もめごとに巻き込まれている人はいづれ感情的になり、会話が噛み合わなくなっていることも多いものです。
かいけつ おさ丸のADR担当司法書士は、公平・中立な立場から対話を促進し、きちんとした話し合いの場を支えるためのトレーニングを積んでいます。
かいけつ おさ丸を利用することで、いままでとは違った話し合いの展開になることも十分に考えられるのです。

Q

裁判所の調停とはどこが違うのですか？

A

裁判所で行う調停手続きは、一般的に相手方と顔を合わせることなく、調停委員のリードのもとで合意点・妥協点を探ろうとするものです。
かいけつ おさ丸の話し合いは、原則として両方の当事者が同席・対面しておこない、ADR担当司法書士は評価や判断をせず、あくまでも話し合いの場を支える役に徹することが大きな特徴です。
「当事者は、もともと話し合いで問題を解決する能力をもっている。それをお手伝いするのがADRの役割」私たちはこのように考えています。

Q

どのような『もめごと』『トラブル』を取りあつかってくれるのですか？

A

取りあつかう『もめごと』『トラブル』に制限はありませんが、たとえば次のような事案がかいけつ おさ丸に向いています。
友人にお金を貸したが返してくれない。友人なので裁判まではしたくない。マンション上階の騒音に悩まされている。同じマンション住民なので穏便に解決したい。
ひどい言葉で罵られたのがどうしても許せない。慰謝料など要らないが、謝って欲しい。
つまり、相手方が知り合いのため裁判まではしたくない『もめごと』、お金による解決に向かない『トラブル』などです。

Q

誰かに知られてしまいませんか？

A

そのようなことはありません。
手続きは非公開ですし、関係者は秘密を厳守します。

Q

費用はいくらかかりますか？

A

無料です。ただし一定の実費がかかる場合もあります。
実費の負担については、手続きに先立ってよくご説明いたします。

群馬司法書士会ADRセンター

その『もめごと』
その『トラブル』

かいけつ おさ丸

で話し合ってみませんか？

群馬司法書士会ADRセンター かいけつ おさ丸 とは...

群馬司法書士会が設置・運営するADRセンターです。裁判所や訴訟をつかわずに、話し合いで『もめごと』や『トラブル』を解決することを目的としています。話し合いを円滑にすすめるために、トレーニングを受けた経験豊富な司法書士が、公平・中立な立場であいだに入ります。あなたのその『もめごと』その『トラブル』、いちどかいけつ おさ丸で話し合ってみたらいかがですか？

「ADR」ってナニ？
ADRとは裁判外紛争解決手続きのこと。文字どおり、裁判所をつかわずに『もめごと』や『トラブル』などを解決する方法です。

かいけつ

おさ丸

ご利用の流れ

お申込みは次の
いずれかの方法で



申込書

■申込書の用紙は群馬司法書士会
及び県内各地の司法書士事務所
に用意してあります



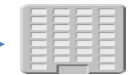
司法書士会

群馬司法書士会へ
)窓口持参
)郵送〒371-0023
群馬県前橋市本町一丁目5-4



FAX

FAX送信
027-221-8207



司法書士事務所

県内各地の
司法書士事務所へ持参

申込書受付

おりかえし世話人(司法書士)が、内容等の確認のためご連絡さしあげます。

受理不受理の決定

当センターより決定通知をお送りします。不受理の場合、申込書はお返しします。

相手方の意思の確認

世話人が相手方に連絡し確認いたします。相手方がADRに応じる場合ADR担当司法書士(一名)を選任します。世話人とは別の司法書士が選任されます。世話相手方がADRに応じない場合【当センターは手続き終了を決定します。

第一回ADR期日の案内

世話人からご連絡さしあげます。

第一回ADR期日の開催

ADR担当司法書士が話し合いのお手伝いをします。時間は一時間程度の予定です。継続して話し合いを希望する場合【第二回、第三回...と期日を重ねることが出来ます。次回の日時は話し合って決定します。

ADRの終了

- 1 和解の成立：必要に応じて合意書作成
- 2 終了の合意
- 3 申込人による取下げ
- 4 相手方の離脱
- 5 ADR担当司法書士による終了